

「京都市企業立地意向調査業務委託に係る公募型プロポーザル」

質問への回答について

No.	質問	回答
1	仕様書第4条(2)および(4)については、受託者に知的財産権が留保されること等を規定した利用規約を承認してもらうことは可能か。	現時点では個別の提案者の利用規約への承認の可否については回答できません。 本プロポーザルにおいて、本市が利用可能な知的財産権の範囲をお示しください。
2	また、1が可能な場合は、仕様書または契約書に利用規約を適用する旨を付け加えることは可能か。	
3	仕様書第3条「首都圏に本社をおく～」の首都圏とは、どこを指すか。	東京、埼玉、千葉、神奈川、茨城、栃木、群馬、山梨を指します。
4	仕様書第3条「研究開発型の企業調査対象企業の抽出～」の”研究開発型の企業”とは、どのような企業を具体的に指すか。 具体的な定義があれば教示されたい。	具体的な定義はありません。 本市の都市特性を踏まえ、どのような企業に調査するのがよいかご提案ください。
5	仕様書第3条2(2)「アンケートへの有効回答数を500社以上とすること。」の有効回答とは、どのような回答を指すか。	どのような設問になるかによりますが、現時点では最低1問以上の回答があれば回答とみなします。
6	仕様書第3条2(2)「アンケートへの有効回答数を500社以上とすること。」に対して、結果として500社以上の回答が得られない場合、どのような対応となるか。	追加でアンケートを送付するなど、可能な限り500社以上の回答に向けた対策を講じていただきます。
7	送付先の企業の宛先の指定はあるのか。 (例：企業宛、代表者宛、担当部署宛など)	特に指定はありません。 より精度の高い回答を得られる手段をお持ちの場合はご提案ください。
8	仕様書第3条2(1)「協議によって除外される企業があることを想定した上で～」というのは、市で削除候補対象となる企業リストを保有しているということか。 企業リストがない場合、どのような基準をもって除外企業を決定する予定であるか。	本市において、企業リストはありません。 除外企業の選定は本市と受託者による協議により決定します。
9	調査票の返送先は受託者宛でよいか。	受託者としてください。

1 0	送付物 イ調査票（5問程度）の質問内容は、全て選択式回答であるのか。	5問は選択式、最後に自由記述欄を想定していますが、よりよい調査票の形式があればご提案ください。
1 1	送付物（依頼文、調査票、その他案内等）の印刷は受託業務に含まれるか。	含まれます。ただし必ずしも郵送である必要はありません。
1 2	送付物 ウその他案内等は現時点でどのような仕様を想定しているか。 （点数、カラーor 白黒、印刷用紙サイズ、片面 or 両面、等）	今のところ、A4カラー両面のチラシ1枚を想定しています。 郵送である必要はありませんが、必要であれば1,000枚程度提供します。
1 3	送付物 ウその他案内等の電子データのファイル形式は、どのような形式を予定しているか。	PDFファイルを予定しています。